

(3)

Darmanatīti no Kūkin Kenishakkyū  
ダルマキールティの九句因解釈

—PV. IV. 195-204—

小野基 Motoji no

序

仏教論理学はディグナーガの時代に一応の完成をみるが、その際確立された最も重要な理論の一つが、いわゆる九句因説である。九句因とは、推論式における論証因（中概念）を論証対象（大概念）の同類・異類との関連において九種に分類した一種の表であり、これによって、正しい論証因を区別する方法が確立された。ディグナーガは、九句因に基づいて、正しい論証因として分類される例として次の二論式を挙げた。

- （ことばは無常である  
作られたものであるから） （九句因の第二句）
- （ことばは無常であるから  
意志的努力の直後にあるから） （九句因の第八句）

この二論式は、ディグナーガの掲げた正しい論証因の条件、「論証対象の」同類において「遍ねく」存在するか二様（一）

部（のみ存在する）であって、異類において存在しないものに合致するものであり、前者が同類において遍ねく存在する正しい論証因の、後者が同類の一部にのみ存在する正しい論証因の例である。

一方、ディグナーガを受け継いで仏教論理学を大成したダルマキールティは、正しい論証因について、全く新しい独自の理論を提出した。必然的結合関係（svabhāva-pratibandha）の理論がそれであり、これによると、正しい論証因は基本的には、自性因・所作因の二種に分類される。以下がその例である。

- （これは樹木である  
シンシャパー樹であるから） （自性因）
- （あの山には火がある  
煙があるから） （所作因）

このように、ダルマキールティは、ディグナーガの九句因説

とは全く異なった観点から正しい論証因を分類している。それでは一体、彼は九句因説をどう評価しているのであろうか。

彼は主著『プラマーナヴァールティカ』(P.V)第四章「他者のための推論」章で、上述の「必然的結合関係」を理論的基礎として、ディグナーガの『プラマーナサムツチャヤ』(P.S)第三章「他者のための推論」章を批判的に解釈しているが、その中で九句因説を論じ、自性因・所作因説との和解を企だてている。すなわち、P.V第四章第百九十五偈で彼は、

「自性と所作と」[が正しい論証因であること]を確立するために二つ「の論証因が説かれ、矛盾した論証因が二つ」[説かれた]。「他学派による」異論があるので「それを否定するために」特殊なものと普遍的なものどが「説かれ、残り」の三つは「異類からの」排除「が確定しているものが正しい論証因であること」を確立する。(V. 195)

と述べて、九句因を独自の観点から整理し、九句因における二つの正しい論証因は自性因と所作因の例として解釈できる、としている。以下、第二百四偈までがこの箇所を巡るより詳細な議論となっているので、本稿ではこの箇所を検討して、ダルマキールティの、九句因一行にそれから導出される二つの正しい論証因に対する考え方を明らかにしてみたい。

#### P.V. IV. 196-201 の議論

まず始めに、ダルマキールティは、「作られたものであるから」(九句因の第二句)とどう論証因は自性因に他ならず、この論証因は自性因を例示しているとの解釈を示す。

「自性」[因]以外「の論証因」によって論証対象が包摂されることは決してない。「結果には」原因に対する不確定性があり得る。何故ならば、結果は「同類において」二様に(一部にのみ)存在するからである。(V. 196)

すなわちダルマキールティによれば、正しい論証因は基本的には自性因か所作因でなければならぬが、結果に基づいて原因を推理する論証因の場合には、原因があっても必ずしも結果があるとは限らない(例えば、火のあるところに必ずしも煙があるとは限らない)という不確定性があるから、所作因は同類の一部に存在するものでしかあり得ない。従って、同類である「無常なもの」に遍なく存在する「作られたもの」は所作因であり得ないから、自性因に他ならぬ、ということになる。

次にダルマキールティは、今一方の「意志的努力の直後にあるから」が所作因の例として解釈できることを明らかにするが、ここでは彼は、ミーマンサー学派などが主張する「ことばは常住であり、意志的努力によって明らかになる (Vyavaharika)」という説を論駁して、意志的努力の直後の認識は無常なもの、結果でなければならぬ、ということを確認することによって、この目的を果たしている。彼はまず、

「意志的努力より」以前に存在するものには、意志的努力の直後の認識は決してあり得ない。それ(意志的努力)は、「対象を」遮断された感官(聴覚)および「対象である」ことに対して、いかなる場合にも無効だか。」(V. 197)と述べ、常住なことはに対しては意志的努力はいかなる認識も

果たし得ない点を指摘し、さらに、

「他を俟たないもの（常住なもの）には、ある場合（意志的努力の際）に、結果〔としての認識〕を作らないという矛盾があるから、このような（意志的努力の直後の）認識は、無常なものの結果、すなわち、かの（所作）因であることが証明される。」（v. 198）

と述べ、他からの動力因によって能力を付加されることができないもの（*andheyatīsayatva*）である常住ものが、意志的努力という動力因によって明らかになる（認識される）ことはあり得ないと指摘し、意志的努力の直後の認識は無常なもの、結果に他ならないとすること、**「意志的努力の直後にあるから」**が所作因であることを論証している。

以上の議論から、ひとまず、ダルマキールティが次のような対応関係を承認していたことが知られる。

九句因の第二句——自性因

九句因の第八句——所作因

しかしながら、この対応図式は完全ではない。というのも、実は「意志的努力の直後にある」という語は二義的であり、この語によって、第九十七・八偈で問題となった「意志的努力の直後の認識」と同時に、「意志的努力の直後の生起」も意味され得る。つまり、生じつつあるものの自性である生起と、認識されるものの結果（所作）である認識とが共に意味され得るのである。従って、正確には、九句因の第二句・第八句と自性因・所作因との対応関係は次のようになる。

九句因の第二句——自性因

九句因の第八句——所作因

すなわち、第八句「意志的努力の直後にあるから」は自性因と所作因とも解釈され得るのである。

ところが、第八句がどちらとも解釈することが可能であり、従って第八句だけで自性因と所作因の例を同時に提示し得ているということになると、ダルマキールティの解釈に依る限り、第二句の「作られたものであるから」という論証因が説かれた必然性を説明することは困難となる。そこで、この疑問を解消するために、彼は次のように述べる。

「これ（「意志的努力の直後にあるから」という論証因）のみで「自性因の例示が」成立してしまうにもかかわらず、自性〔因である「作られたものであるから」〕を別立てする。所作〔因〕と一緒に提示した場合に、「自性因は」すべてそのような（所作因と同様に、同類の一部のみ存する）ものであると認識されることがないようにある。」（v. 199）

この偈の意味するところは以下の如くである。すなわち、もしも「意志的努力の直後にあるから」という論証因を以って自性因の例とするならば、自性因というのはすべて、「努力の直後にあるから」あるいは「シンシャパー樹であるから」のように、論証対象の同類（無常性ないし樹木性）の一部にしか存在しないものである、という誤解を招く恐れがある。そこで、それを防ぎ、自性因には論証対象の同類と同延の場合もある、ということを明らかにするために、第二句「作られたものである

から」が別立てされている、と言うのである。

この議論にちよび対応するのが第二百一偈における議論である。ダルマキールティはこの偈では、何故ディグナーガは九句因の第八句として「意志的努力の直後にあるから」という例を用い、「煙があるから」という明決な例を用いなかったのか、という疑問に回答している。

「ここでは、この「意志的努力の直後にあるから」という「所作因」によって、「同類の」一部に存在する自性因も「あることが明らかにされている」。それゆえ、「自性と所作とに」共通の「意志的努力の直後にあるから」という例が用いられた。意志的努力に基づいて、明らかになること（認識）と生起とがあるからである。」(V. 204)

すなわち、ダルマキールティによれば、ディグナーガが「意志的努力の直後にあるから」という例を九句因の第八句に用いたのは、前述のようなこの語の二義性を踏まえて、所作因と同時に同類の一部のみ存在する自性因をも例示することを意図してのことである、ということになる。

以上のように、ダルマキールティは、ディグナーガが九句因説によって導出した二つの正しい論証因を、自らの必然的結合関係に基づく二種の論証因——自性因・所作因の理論によって意味づけ、ディグナーガが正しい論証因として「作られたもの」であるから——「意志的努力の直後にあるから」の二つを提示した必然性を明らかにしている。

ところで、以上の議論の結果、自性因は包摂関係の上から二

通りに、すなわち同類と同延の場合と同類の一部にのみ存在する場合とに区別され得ることが帰結された。それでは、このような区別にはいかなる意味があるのだろうか。この問題に関しては、ダルマキールティは次のような見解を述べている。

「論証因に関する議論は、「PSの目的のための」推論「章」において陳述済みであるが、理解を目的として、「他者のための推論章で」再び行われた。ここでは「包摂関係の上から」区別が述べられているが、定義に区別があるわけではない。」(V. 200)

ダルマキールティによれば、正しい論証因を包摂関係の上から区別するのは、よりよい理解を目的としたものであって、そもそもそこには本質的な違いがあるわけではない。すなわち、論証因は、ディグナーガが「PS自己のための推理章で述べた「論証対象とその同類に存在し、異類に存在しない」という定義(因の三相)を満たす限りにおいて、等しく正しいのである。このように、九句因における二つの正しい論証因の区別、つまり包摂関係の上の区別がいわば便宜的なものであるに過ぎないのに対して、自性因と所作因との区別には重要な意義がある、とダルマキールティは言う。すなわち、第二百二偈で彼は、自性因と所作因とを区別する意義を明らかにしている。

「あるもの(真五)なくしては存在しないようなもの、あるいは本性が「論証対象から」区別されないもの、(これら)結果(さし)包摂されるもの(がそれら)原因(さし)包摂するもの」( )に對して不確定であることはあり得ない。以上がこれら

〔自性と所作〕を区別する意義である。』(v. 202)

ここに表明されているのは、Pv第一章とその自註とで詳述された、因果関係と同一関係だけが推論を可能にする必然的結合関係である、とするダルマキールティ論理学の根本思想である。すなわち、ある論証因が自性因であるか所作因であるかを明示するのは、その論証因が根拠とする必然的結合関係を理解させるためであり、自性因と所作因との区別は九句因における第二句と第八句との区別とは全く次元を異にしたものである、とダルマキールティは表明しているのである。

以下の二偈は、第二百二偈の議論の付論である。第二百三偈ではダルマキールティは、

「合(samyogī)をはじめとする「疎々な関係」においては、このような(同一関係ないしは因果関係を特質とする必然的)結合関係は存在しない。従って、これらは論証因ではない、と言われる。不確定があり得るから。」(v. 203)

と述べて、ヴァイシェシカ学派の主張する結合関係の理論を批判し、また第二百四偈では、

「一方、「必然的」結合関係が存在するときには、それ(論証因)は必ず推理を成り立たせる。〔結合関係が〕決定している(miyama)とは、それ(論証対象)なしには〔論証因は〕存在しないという〔一方的な〕あり方を意味し、決定していないものは論証因ではない。」(v. 204)

として、推論における必然的結合関係の決定的役割を繰り返し強調している。

## 結語

以上の検討から知られるように、この箇所ではダルマキールティは、九句因から帰結される二つの正しい論証因が、彼自身の論証因の理論と何ら矛盾するものではないことを明らかにしているばかりか、この二つの区別が、自性因・所作因だけが正しい論証因であるとする彼の理論を予想したものであるかの如く語っている。しかしながら、もちろん、デイグナーが自性因と所作因の区別を知っていたわけではない。これはあくまでもダルマキールティの解釈である。

ただし、同時に彼は、九句因の第二句・第八句の区別と自性因・所作因の区別とは、全く次元を異にしたものであることを明らかにしており、九句因の区別が皮相的なものに過ぎないのに対して、自性因と所作因の区別は本質的で極めて重要なものであることを強調している。

## 註

(1) 無識得因は自性因・所作因に含めることができる。

cf. Pv. IV. 260.

(2) 本稿では、基本的に「マノーラタナンディン註の解釈に依拠する(訳文中の( ) 〓説明部分・〔 〕 〓補足部分はほぼ同註に基づく)。また、本偈のテキストも同註に付与されているので、Pranāvarāṭhikāvṛttiḥ, Baudhā Bharatī Series 3, Varanasi, 1968, pp. 429<sup>a</sup>—432<sup>v</sup>)。